

2014.10

PL Report <2014 No.7>

国内の PL 関連情報

東京都が「抱っこひも等」の安全対策の検討を開始

(2014 年 8 月 4 日 東京都)

東京都は、乳幼児が「抱っこひも等※」から転落して頭の骨を折るなどの重大な事故が発生しているとして、「東京都商品安全対策協議会」において「抱っこひも等の安全対策」をテーマとして取り上げ、第一回目の会合を 8 月 4 日に開催した。都はこれまでに、国立成育医療研究センターや東京消防庁等の情報により 2009 年以降に発生した 116 件の転落事故を把握しており、そのうち 26 件が入院を要する重傷事故例であったという。

これらの製品は種類も使用方法も様々であるうえ、欧米からの輸入品が約 50%を占めるなかで、国内外の安全規格の内容や位置付け（強制あるいは任意）も異なる。このため都は、今後の協議会においてアンケート調査や事故再現実験を含め当該製品の安全性についての検討を行い、最終的に消費者、業界団体および国等に対して次のような働きかけを行う予定。

- ・消費者に対しては、正しい使用方法や安全対策についての注意喚起
- ・業界団体等に対しては、製品の安全対策と消費者への注意喚起強化の要望
- ・国等に対しては、一般財団法人製品安全協会による安全な基準作りの要望

※協議会では対象製品を「抱っこひも、抱っこベルト、スリング等」としている。

ここがポイント

国内における「抱っこひも等」の安全確保に関しては、任意基準である SG 基準において分類 1 乳幼児用品（乳母車、歩行器、ぶらんこ、すべり台、鉄棒、三輪車、ベッド、いす等の 21 品目）の中で、「子守帯の認定基準及び基準確認方法」が策定されています。都の資料には事故を起こした製品が SG 基準もしくは海外の安全基準に適合していたか否かの説明はありませんが、報告されている事故事例を見ると、事故の要因の 1 つとして、事業者が想定している使用方法と市場における実際の使用方法が異なる場合があり、製品に採用した安全対策や取扱説明書の注意表記が十分な効果をあげていないおそれも考えられます。

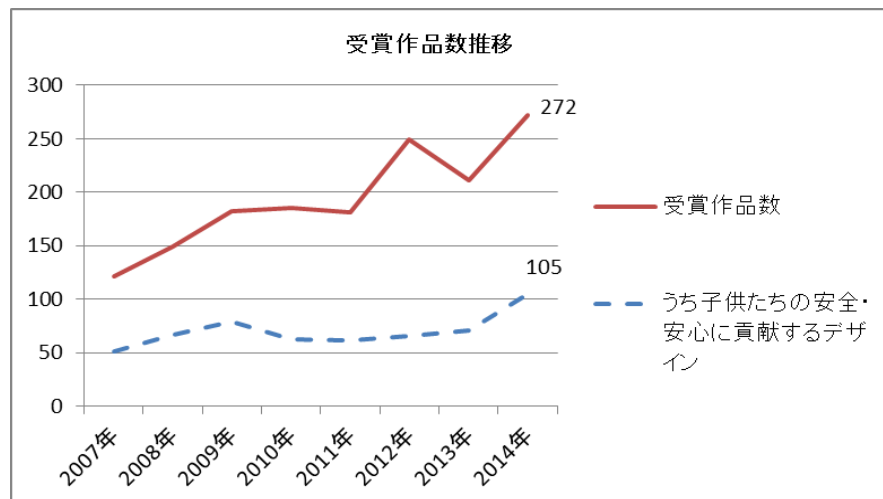
事業者は、市場から寄せられる自社製品に関する問い合わせや不具合・事故情報に適切に対応し製品の改善を図ることが重要ですが、「たとえ事故が発生しても使用者が『自分の使い方が悪い』と考え、事故を報告しない可能性もある」との報道（9 月 22 日付 産経新聞）もあり、本製品の使用実態を正確に把握できていない可能性があります。このような事態を防ぐためには、定期的に顧客にアンケートを送付して使用状況やヒヤリハットの経験等を把握したり、国内外の事故や安全基準の内容を調査し、製品の設計に反映させるなど、より積極的な情報収集・分析とそれに基づく製品安全対策の強化が期待されます。

事業者は、今後の協議会の動きを注視しつつ、①適時適切な情報収集、②製品開発時のリスクアセスメントの実施、③本質安全設計による十分な安全確保を可能とする社内体制の構築に加え、そこで明らかになった残留リスク情報を販売拠点や顧客に正しく伝える仕組みの一層の強化などを進めることが重要です。

キッズデザイン賞の第8回【2014年度】受賞作品が8月4日決定した。キッズデザイン賞は、「子どもが安全に暮らす」「子どもが感性や創造性豊かに育つ」「子どもを産み育てやすい社会をつくる」ための「製品」・「空間」・「サービス」のうち優れたものが選ばれ、日用品から住宅、街づくり、ワークショップ、調査研究まで幅広い分野が対象となっている。

また、子どもを対象にした製品だけでなく、大人・一般向けに開発されたものでも、子どもや子育てへの配慮があれば表彰候補対象となる。

キッズデザイン賞の受賞件数は、第1回【2007年度】から第8回【2014年度】まで1,278件に上る。回を重ねるごとに、社会的な認知度や期待も向上してきており、受賞した企業は、メディアや生活者からの注目も高まったという。今年度は、過去最多となる408点の応募作品があり、最優秀賞（内閣総理大臣賞）として、「Mazda Technology for Kids」（マツダ株式会社）が選出された。



キッズデザイン協議会の「KIDS DESIGN AWARD 受賞作品検索」を基にインターリスク総研が作成

ここがポイント

企業において様々な対策を実施しているものの、子どもの製品事故は後を絶ちません。その要因の1つとして、子どもの行動特性を十分に考慮した設計が行われていないことが考えられます。しかし、子どもの行動特性を網羅的に洗い出し、安全対策を行うことは非常に難しいという問題があります。

この点、キッズデザイン賞は、様々な子どもの行動特性や使用環境を想定し、しかるべき対策を講じてきた作品（製品・サービス、取組・活動など）が対象とされ、子どもたちの安全・安心に貢献するデザインのほか、子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン、子どもたちを産み育てやすいデザイン、自立した消費者を育てるデザイン、復興支援デザインといった5つの要素から決定されます。

上記のとおり、受賞件数は安定的に増加していますが、今年度はとくに応募件数や受賞件数（272件）が多いこと、なかでも子どもたちの安全・安心に貢献するデザインの受賞件数（105件）も多いことが特徴といえ、社会や企業における子供の安全・安心に関する関心の高まりが見て取れます。

キッズデザインの受賞作品（特に子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン）における着眼点などを参照することは、子どもを対象とした製品を製造販売している企業にとっては、

自社製品に関する安全性検討の観点の抜け漏れや新たな安全性確認手法の発見など、製品の安全性を確保するプロセスにおいて非常に参考になるものといえます。

また、この子どもの行動特性を想定した安全性検討の過程は、子どもの事故を防ぐということにとどまらず、あらゆる世代、人物に対する事故対策上検討すべき事項の多くが含まれています。子ども向け製品の製造販売事業者以外であっても、表彰企業の製品安全活動から自社で参照できる内容を検討し、活用していくことが望まれます。

厚生労働省が平成 25 年度輸入食品監視指導結果を公表

(2014 年 8 月 29 日 厚生労働省)

厚生労働省医薬食品局食品安全部は、本年 8 月 29 日、平成 25 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」を公表した^{※1}。

これは国が輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的に、食品衛生法に基づき、毎年行っている監視指導である。

今回公表されたものは、検査の実施状況およびその結果の概要（法令違反となった輸入食品等の違反内容別や輸出国別、品目（食品）別等の集計）、輸入者に対する監視指導等である。平成 25 年度の輸入届出件数約 219 万件のうち、モニタリング検査^{※2}や検査命令^{※3}等により 201,198 件について検査した結果、延べ 1,085 件を法令違反として、積み戻しまたは廃棄等の措置を講じた。

違反内容と主な違反事例、件数は以下の通り。

違反内容	主な違反事例	件数
有害・有毒物質及び病原微生物	カビ毒の付着、食中毒菌の付着等	272
微生物規格	細菌数の基準値越え等	225
添加物	使用基準超え、指定外添加物の使用等	184
残留農薬	残留農薬の基準値超え等	140
腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等	米、小麦、大豆等の腐敗等	68
残留動物用医薬品	残留動物用医薬品の検出等	57
器具、容器包装規格	重金属の溶出等	56
おもちゃ規格	着色料の溶出等	7
その他	衛生証明書の不添付等	76

※1：公表結果の URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054478.html>

※2：モニタリング検査

食品衛生法違反の可能性が低い食品等について、品目毎の年間輸入量及び過去の違反実績を勘案した年間計画に基づき、厚生労働省検疫所において実施される検査

※3：検査命令

輸出国の事情、食品の特性、同種食品の違反事例から、食品衛生法違反の可能性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命により、輸入者自らが費用を負担し検査を実施し、適法と判断されるまで輸入手続きを進めることができない

ここがポイント

本公表結果は、どのような輸入食品でどのような法違反があったのかを俯瞰する上では格好の資料となります。一方、この検査対象は、あくまで輸入食品全体の約 1 割程度であり、残りの 9 割近くの製品は検査されることなく、市場に流通しています。流通後に法令違反が判明し、回収などの措置を講じることがないように、輸入食品を取扱う食品企業においては、自らが輸入した食品が安全であることを保証するため、以下の取組例も参考としつつ、自社の現状や取扱製品の特性等を踏まえた管理態勢の構築が望まれます。

(取組例)

- ①海外サプライヤーの選定基準を設け、文書による確認や現地調査によりサプライヤーを決定する。その際、厚生労働省で策定した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）※⁴」の「第 4 確認事項」（各工程における一般的衛生管理等を記載したもの）を参考に基準を設けることで確認漏れの防止が期待できる。
- ②サプライヤーとの間で、国内における関連法令（昭和 34 年厚生省告示第 370 号「食品、添加物等の規格基準」等）の遵守や品質保証に必要な項目*を盛り込んだ商品仕様書を取り交わし、契約上も商品仕様書の遵守を義務付ける。
さらに、サプライヤーが工程や原材料・調達先等を変更する際は、事前に連絡することを義務付けることで、仕様変更によるトラブル防止を図る。
* 製造工程、原材料およびその配合・調達先、添加物の種類や使用量、残留農薬や一般生菌数の上限など
- ③初回生産には現地立会いを行い、商品仕様書に記載されている原材料および工程で製造されているかを確認する。生産が安定するまでは、輸入に先行して商品サンプルを入手し、国内で品質検査を行う。輸入開始以降も、サプライヤーから食品の品質に関わる試験成績書を一定の単位（トレーサビリティ可能なロット単位等）で取り付け、商品仕様書の遵守状況を確認する。
- ④不定期に輸入食品のサンプリング検査を実施し、現地発行の試験成績書の数値等に対して国内にて品質検査を行ない、検査結果が合致しているか確認（クロスチェック）する。
- ⑤サプライヤーに対して定期的に現地監査を行い、一般的な衛生・品質管理態勢に加え、役職員のコンプライアンス意識等についてもヒアリング調査し、不具合があれば是正を求める。改善結果についても文書等を取付け、場合によっては再監査を行う。
なお、問題のあるサプライヤーに対して取引停止等も視野に入れ、複数購買によってサプライヤーを確保しておく。

※4：輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）の URL

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1aj.html>

海外の PL 関連情報

ミズーリ州最高裁判所、懲罰的損害賠償の制限を認めず

ミズーリ州最高裁判所は、本年 9 月 9 日、自動車ディーラーに「月々 49 ドルだけ払えばよい」と騙され、自動車をローンで購入したが、自動車ディーラーが 49 ドルを超える部分と正規のローン支払額との差額を負担しなかったために、ローン全額を請求された原告（77 歳の女性）が、州物品売買法（Missouri Merchandising Practice Act）違反及びコモンロー上の詐欺により自動車ディーラーを訴えた訴訟に関し、「下級審（クレイ郡巡回裁判所）において陪審員が被告に対し 100 万ドルの懲罰的損害賠償を認めたにもかかわらず、ミズーリ州の不法行為改革法に基づきこれを半分に減額したことは、ミズーリ州憲法に違反して無効である」と認定した*。

※ Lewellen v. Franklin, No. SC92871 (Mo., decided September 9, 2014)

<http://www.courts.mo.gov/file.jsp?id=77893>

ここがポイント

米国では、州ごとに異なるものの、基本的に、賠償の対象となる損害として補償的損害（Compensatory Damages）の他に懲罰的損害（Punitive Damages または Exemplary Damages）

が認められます。

補償的損害は、不法行為等の訴訟において加害者が被害者に対して負担することが一般的に認められる損害であり、治療費等の実損害、休業損害または将来の所得能力の喪失などによる逸失利益を含む経済的損失 (Economic damages) と肉体的痛みや不便宜、心的ストレス、夫婦や友人関係の喪失などの精神的損害である非経済的損害賠償 (Non-economic Damages) からなります。

これに対し、懲罰的損害は、被告 (加害者) の行為に起因する危害について "utter disregard (重大な無配慮)"、"reckless (無謀)"、"wanton, outrageous (理不尽)"、"malice (悪意)" がみられる等、呵責性が高い場合に同様の行為の再発防止と懲罰を目的として認められ、製造物責任訴訟も例外ではないことは、良く知られています。

この懲罰的損害については、過去に補償的損害の何百倍という評決が下されたことがあったため、その上限を設定する立法を行う州が増え、州レベルで継続的な改革が行われてきました。米国不法行為改革協会 (American Tort Reform Association) によれば、35 州で懲罰的賠償の制限立法を設けられたとされています。しかし、同時にその内 3 州については、反対派による違憲訴訟により廃案となったとされています。

本件訴訟は、原告女性が、州物品売買法違反及びコモンローの詐欺により訴えを起こしたのですが、下級審で陪審が被告の詐欺行為の悪質性を踏まえ 100 万 US ドルの懲罰的損害を認めたにもかかわらず、不法行為改革法に基づきこれを半分に減額したことが争点となりました。ミズーリ最高裁判所は、コモンローは憲法が制定された 1820 年以前に存在していたのであり、コモンロー訴因 (このケースでは詐欺) に関して陪審が懲罰的損害を課す機能は、憲法により保証されているとみるべきであり、このため、憲法制定以降の立法である不法行為改革法により、最上位法の憲法により保証された陪審が本件で出した懲罰的損害を制限することは違憲であると判示しました。

今回の判決は、ミズーリ州においてコモンロー訴因についての懲罰的賠償の制限が無効とされたものであり、不法行為改革法そのものが違憲、廃止となったわけではありませんが、前述の憲法違反が認定された 3 州に加え、ミズーリ州においても不法行為改革の点で一步後退したことは確かであり、米国における今後の不法行為法改革の行方が注目されます。

CPSC が流通事業者に対してリコール商品の販売により罰金

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は、本年 9 月 22 日、大手スーパーマーケットの Meijer に対し、リコールが公表された製品をその公表後も多数販売したとし、200 万ドルの罰金を課するとともに、製品回収に関する物流 (リバースロジスティクス) 改善のためのコンプライアンスプログラムの策定・実施を義務付けることをリリース※した。

※ Meijer Agrees to Pay \$2 Million Civil Penalty for Distributing Recalled Products

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/Meijer-Agrees-to-Pay-2-Million-Dollar-Civil-Penalty-for-Distributing-Recalled-Products/>

ここがポイント

リリースによると、Meijer は、2010 年 4 月から 2011 年 4 月にかけて、リコールが公表済みの少なくとも 12 種類の消費者用製品 (以下「リコール製品」) の販売を継続し、合計で約 1,700 ユニットを販売したとされています。リコール製品には、乳児用おんぶ紐、セラミックヒーター、三輪車、掃除機、扇風機、乳児用ガラガラなど、様々な家庭用製品や子供向け製品が含まれます。

リリースとともに公表された CPSC と Meijer との和解契約（settlement agreement）によると、Meijer は、リコール製品の販売は不注意によるものであり、リコール製品の処分を含めリバースロジスティックスのアウトソース先において、リコール製品が商流に再投入されるリスクに対して適切な対策が取られなかった旨を主張しています。一方、CPSC は、Meijer は取引業者からリコール製品に関する情報を入手していたにもかかわらず、リコール製品の販売を防止するための十分な措置をとらなかったとし、200 万ドルの罰金とコンプライアンスプログラムを義務付けるに至っています。

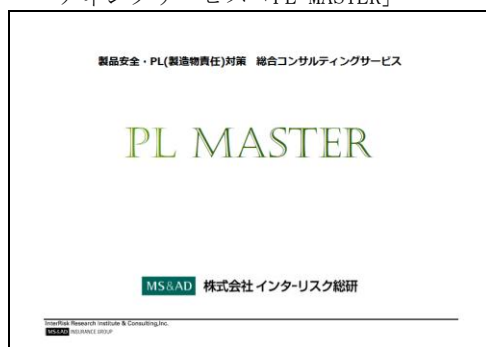
また、義務付けられるコンプライアンスプログラムには、リコール製品の対策に関して、明文化されたルールの設定、適切な従業員教育、経営陣によるモニタリング、リコール製品の回収記録の保存等が含まれます。

なお、CPSC は今回の措置に先立ち、本年 7 月には、大手家電量販店である Best Buy 及び関連企業で、リコール製品（複数の家電製品等が含まれるが、子供用製品はなし）が販売されたとし、消費者に使用停止と回収を呼び掛けるリリースを発表しています。Best Buy に対して罰金等は課されていないものの、本件とあわせて見ると、CPSC がリコール製品の市場からの撤去について、回収率向上を含め従来の製造事業者に対するリコール指導に加え、流通事業者による取組みを重視する姿勢の表れとも考えられ、注目されます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014